

兵庫県内の景観行政団体移行及び景観計画策定状況

●景観行政団体市町(12市)

	市町名	区分	景観行政団体 移行日	景観計画の策定状況	
				策定年月日	計画区域
法により 自動的に 移行した もの※	神戸市	政令市	H16.12.17 (景観法施行日)	H18.2.1	市域の一部
	姫路市	中核市	H16.12.17 (景観法施行日)	H19.12.21	市域全体
	西宮市	中核市	H20.4.1 (中核市移行日)	H21.5.1	市域全体
	尼崎市	中核市	H21.4.1 (中核市移行日)	H23.11.30	市域全体
自主的に 移行した もの	伊丹市	一般市	H17.9.5	H18.3.31	市域全体
	三田市	一般市	H21.2.1	H22.7.15	市域の一部
	篠山市	一般市	H23.1.1	H23.3.18	市域全体
	豊岡市	一般市	H23.6.1	H24.8.31	市域全体
	宝塚市	特例市	H24.2.13	H24.10.15	市域全体
	朝来市	一般市	H24.2.25	H25.4.1	市域全体
	芦屋市	一般市	H26.4.1	H27.1.	市域全体
	川西市	一般市	H26.8.1	検討中	

※政令市・中核市は、景観法により自動的に景観行政団体に移行される。

●景観行政団体以外で自主条例である景観条例を制定している市町

(3市) 明石市、加古川市、赤穂市